

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年11月17日
【会社名】	富士エレクトロニクス株式会社
【英訳名】	FUJI ELECTRONICS CO., Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 息栖 清
【本店の所在の場所】	東京都文京区本郷 3 丁目 2 番12号
【電話番号】	03 (3814) 1411 (大代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富正夫
【最寄りの連絡場所】	東京都文京区本郷 3 丁目 2 番12号
【電話番号】	03 (3814) 1411 (大代表)
【事務連絡者氏名】	上席執行役員総務部長兼営業管理・支援担当 常富正夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社と株式会社マクニカ（以下「マクニカ」といいます。）は、平成26年10月27日開催の両社取締役会において、共同株式移転の方法により両社の完全親会社となるマクニカ・富士エレ ホールディングス株式会社を設立すること（以下「本株式移転」といいます。）に係る統合契約書を締結することについて決議するとともに、本株式移転に係る株式移転計画書の作成につき決議し、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第1項及び第2項第6号の3の規定に基づき、臨時報告書を平成26年10月27日付で提出いたしました。このたび、当社とマクニカは、平成26年11月17日開催のそれぞれの取締役会において上記株式移転計画書の内容を一部変更することを決議いたしましたので、当社が平成26年10月27日付で提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

別紙「株式移転計画書」

別紙2 マクニカ第2回新株予約権の内容

別紙3 新会社第1回新株予約権の内容

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

別紙

株式移転計画書

（略）

別紙2

マクニカ第2回新株予約権の内容

< 訂正前 >

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額とし、行使価額は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合には、発行日の終値とする。

（略）

（13）新株予約権の行使に際して払い込みを取り扱う銀行及びその取扱場所

株式会社三井住友銀行 横浜支店

< 訂正後 >

（４）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額とし、行使価額は金1,841円とする。

（略）

(13)の全文削除

別紙3

新会社第1回新株予約権の内容

<訂正前>

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額とし、行使価額は、新株予約権発行の日（以下「発行日」という。）の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値の金額とし、これにより生じた1円未満の端数は切り上げるものとする。

ただし、その金額が発行日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日における終値）を下回る場合には、発行日の終値とする。

（略）

(12) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社の取締役の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

（略）

(13) 新株予約権の行使に際して払い込みを取り扱う銀行及びその取扱場所

株式会社三井住友銀行 横浜支店

<訂正後>

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使により発行（発行に代わる自己株式の移転を含む。以下同じ。）する株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権の目的である株式の数に乗じて得た金額とし、行使価額は金737円とする。

（略）

(12) その他の新株予約権の行使条件

新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社又は当社子会社（その子会社を含む。）の取締役の地位にあることを要する。ただし、諸般の事情を考慮の上、取締役会が特例として認めた場合はこの限りではない。

（略）

(13)の全文削除

以 上